

# 資料 1 - 2

「ステアリン酸カルシウム」の添加物指定及び成分規格の設定に関する食品健康影響評価について（3月4日付で食品健康影響評価を依頼した事項）

## 1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、FAO / WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

この方針に従い、これまでにポリソルベート等7品目及び香料6品目につき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところであるが、今般、ステアリン酸カルシウムについて評価資料がまとまったことから、食品添加物指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

なお、資料の作成に当たっては、厚生労働省から公益法人に、資料の収集、専門家による検討等を委託した。

## 2. ステアリン酸カルシウムについて

ステアリン酸カルシウムは高級脂肪酸であるステアリン酸のカルシウム塩であり、欧米においてはパン、菓子、食肉製品、スープ等の食品に安定剤、増粘剤、固結防止剤等の様々な用途で広く利用されている。

1969年のFAO / WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)において初めて安全性評価された後、1973年、1985年に再度評価され、いずれもADIは「特定しない(not specified)」とされている。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会においてステアリン酸カルシウムの指定の可否及び成分規格の設定について検討する。